京都市における放課後等デイサービスの現状と今後について

令和５年６月２９日

京都市子ども若者はぐくみ局子ども家庭支援課

０．目次

1. 放課後等デイサービスに係るお金の話
2. 放課後等デイサービスのこれまで
3. 京都市の現状について
4. 障害児通所支援の今後について

１．放課後等デイサービスに係るお金の話

１．放課後等デイサービスに係るお金の話

- 問１　市内の放課後等デイサービスの事業所数は？
（令和５年６月２９日現在）

【答え】１８６箇所

＜参考：他の児童福祉施設との比較＞

- 市内の保育所・認定こども園の数 ⇒ ２８９箇所
- 市内の小学校の数 ⇒ １５４校（小中一貫を除く）
- 市内の中学校の数 ⇒ ６６校（ 〃 ）
- 市内の児童館の数 ⇒ １２９箇所

放課後等デイサービスの総数は
小学校・児童館を上回る

１．放課後等デイサービスに係るお金の話

- 問２　市内在住の放課後等デイサービスの利用者数は？
（令和５年３月末時点）

【答え】３，５７６人

６歳児（小１）が最も多く、
成長とともに利用者数は減少

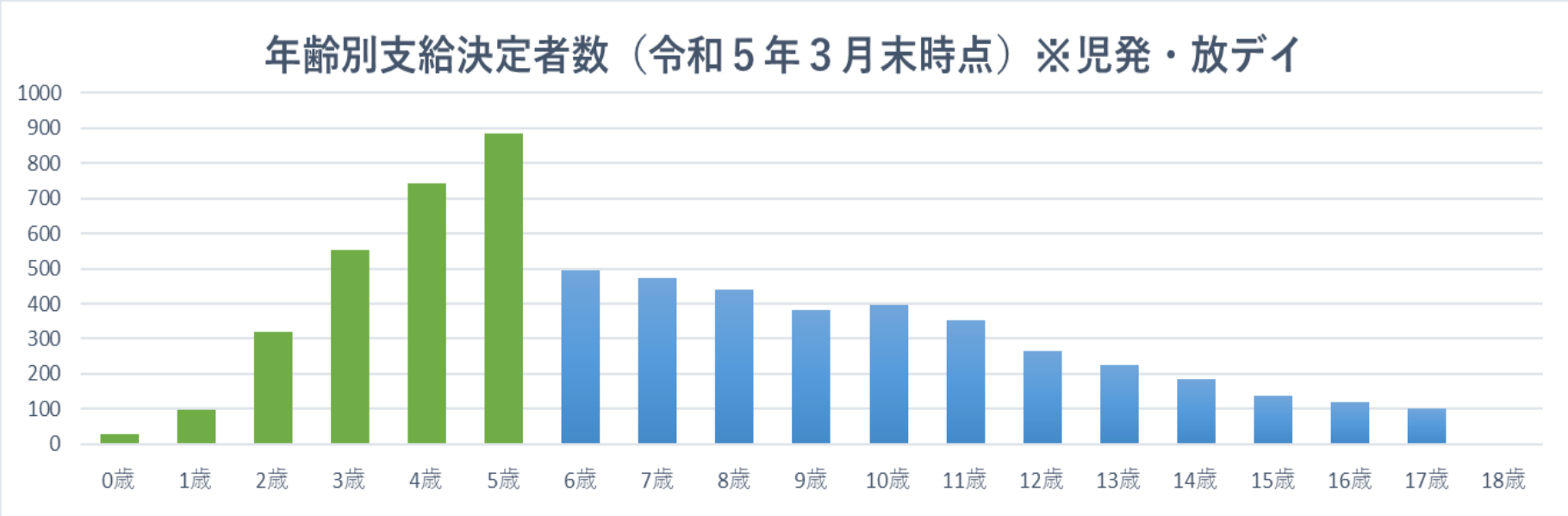

１．放課後等デイサービスに係るお金の話

- 問３　放課後等デイサービスにおける１人当たりの利用回数は月平均で何回？

【答え】約１２．７日／月

児発は平均５．７日／月
⇒放デイとは２倍以上の開き

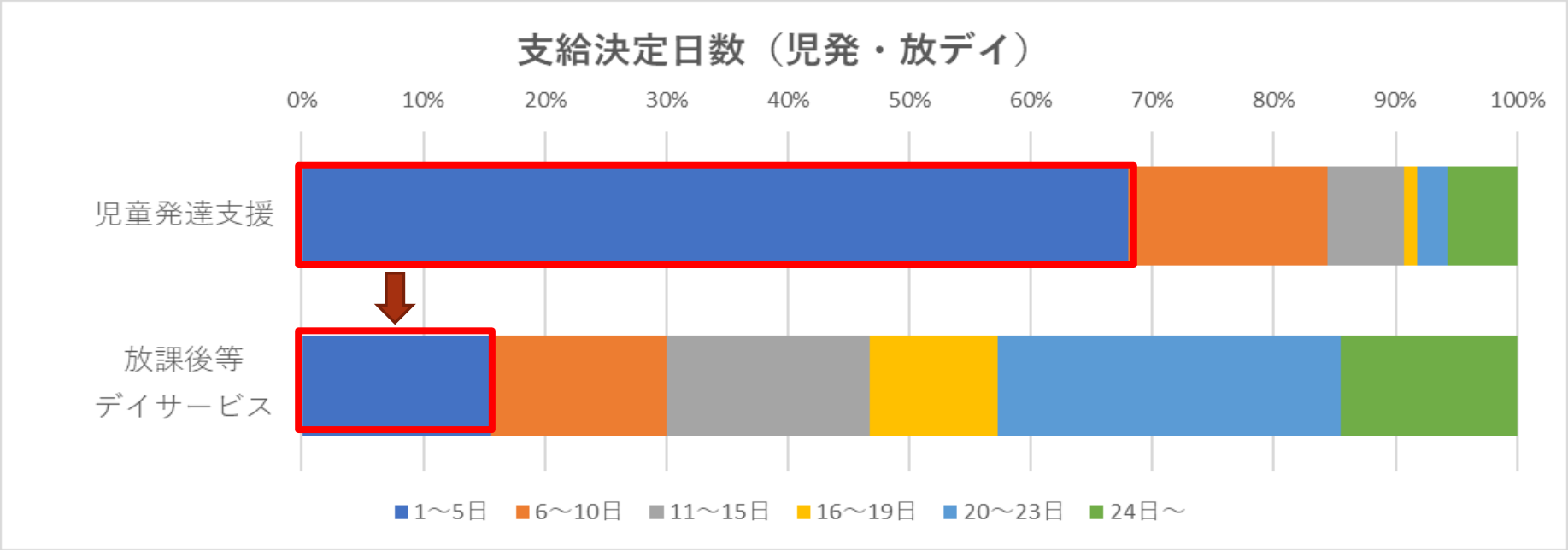

１．放課後等デイサービスに係るお金の話

- 問４　放課後等デイサービスを１日利用した場合の平均額は？

【答え】１０，４８７円（令和５年４月提供分）

＜参考：一般的なケース（平日利用）の場合＞

※ 児発管＋児童指導員２＋保育士１、送迎あり、処遇改善加算Ⅰ＋ベースアップ加算

名称	単位数
① 基本報酬（平日）	６０４単位
② 児童指導員等加配加算（理学療法士等）	１８７単位
③ 送迎加算（往復）	１０８単位
④ 処遇改善加算Ⅰ（①～③の合計 × 8.4%）	７５単位
⑤ ベースアップ加算（①～③の合計 × 2.0%）	１７単位
合計	**９９１単位**

９９１単位 × １０．６円

⇓

１０，５０４円

１．放課後等デイサービスに係るお金の話

- 問５　市が１年間で放課後等デイサービスに支払う給付費等（措置費を除く）の総額は？

【答え】合計：４８．５億円（R４年度実績）

＜参考：放課後等デイサービスに係る費用の負担状況は？＞

【制度】１割が利用者負担、９割は公費負担（国1/2、府1/4、京都市1/4）

【実態】利用者負担には所得制限（＋京都市の独自助成）があるため、、、

※令和５年５月請求実績より

２．放課後等デイサービスのこれまで

2．放課後等デイサービスのこれまで

- 放課後等デイサービスとは、**社会保障制度の一つ（社会福祉）**である

社会保障制度とは

社会保障制度は、国民の「安心」や生活の「安定」を支えるセーフティネット。
社会保険、社会福祉、公的扶助、保健医療・公衆衛生からなり、人々の生活を生涯にわたって支えるものである。

① 社会保険（年金・医療・介護）

国民が病気、けが、出産、死亡、老齢、障害、失業など生活の困難をもたらすいろいろな事故（保険事故）に遭遇した場合に一定の給付を行い、その生活の安定を図ることを目的とした強制加入の保険制度

○病気やけがをした場合に誰もが安心して医療にかかることのできる医療保険

○老齢・障害・死亡等に伴う稼働所得の減少を補填し、高齢者、障害者及び遺族の生活を所得面から保障する年金制度

○加齢に伴い要介護状態となった者を社会全体で支える介護保険　など

② 社会福祉

障害者、母子家庭など社会生活をする上で様々なハンディキャップを負っている国民が、そのハンディキャップを克服して、安心して社会生活を営めるよう、公的な支援を行う制度

○高齢者,障害者等が円滑に社会生活を営むことができるよう、在宅サービス,施設サービスを提供する社会福祉

○児童の健全育成や子育てを支援する児童福祉　など

③ 公的扶助

生活に困窮する国民に対して、最低限度の生活を保障し、自立を助けようとする制度

○健康で文化的な最低限度の生活を保障し、その自立を助長する生活保護制度

④ 保健医療・公衆衛生

国民が健康に生活できるよう様々な事項についての予防、衛生のための制度

○医師その他の医療従事者や病院などが提供する医療サービス

○疾病予防、健康づくりなどの保健事業

○母性の健康を保持、増進するとともに、心身ともに健全な児童の出生と育成を増進するための母子保健

○食品や医薬品の安全性を確保する公衆衛生
など

※これらの分類については、昭和25年及び昭和37年の社会保障制度審議会の勧告に沿った分類に基づいている。

1

２．放課後等デイサービスのこれまで

- **昭和３２年：「障害児通園施設」が制度化**
  - 主に就学免除・猶予となっていた学齢の知的障害児を対象。その後、肢体不自由児・難聴幼児・重症心身障害児の通園施設等が順次制度化
- **昭和４７年：「心身障害児通園事業」（ソフト事業）が制度化**
  - 障害児通園施設が設置されてない地域への対応として開始。これにより、障害児の日中の居場所が徐々に増加
- **昭和４８年：利用対象が６歳未満の幼児まで拡大**
  - なお、京都市では、国制度化に先駆けて幼児を対象とした通園施設（ひなどり学園）が開設（昭和３５年）
- **昭和５４年：養護学校の義務化**
  - これにより、障害児通園施設・事業は、幼児のみを対象とした施設や事業へと移行

２．放課後等デイサービスのこれまで

- **平成１０年：「障害児通園（デイサービス）事業」の創設**
  - 学齢児の放課後の居場所ニーズの高まりもあり、心身障害児通園事業から名称変更し、対象を小学校６年生まで拡大
- **平成１５年：「障害児通園事業」が「児童デイサービス」（利用契約制度）へと移行**
- **平成１７年：発達障害者支援法が施行**
  - 「発達障害」が初めて法律上定義され、以後、発達障害者も支援対象に
- **平成１８年：児童デイサービスの利用対象が１８歳まで拡大**
  - 併せて、預かりのみを行う「日中一時支援」の制度が創設されたが、大半の事業者が「児童デイサービス」の運営形態を選択

２．放課後等デイサービスのこれまで

- **平成１９年：京都市において「障害児タイムケア事業」を開始**
  - 中高生の放課後や長期休業中における日中活動の場を確保し、健全育成と保護者の就労支援等を目的として実施
  - なお、放課後等デイサービスの増加に伴う利用者の減少を受け、令和３年度をもって当事業は終了

- **平成２４年：「放課後等デイサービス」の創設**
  - 移行、事業所数の急増（特に営利企業の参入）に伴い、多様な支援が提供されるようになる一方、支援の質の課題も発生

- **～現在まで：支援の質の向上に向けた取組（報酬改定等）**
  - 各種加算（専門的支援・相談援助・連携）や減算の見直しなど
  - ガイドラインの策定（H27）、人員基準に「児童指導員」が設定（H29）

障害児の発達支援として必ずしも相応しくないと考えられる事業運営・支援内容の具体例
（令和３年６月自治体アンケート結果・放課後等デイサービス）

支援内容の多様性を否定しないものの、都道府県・指定都市・中核市の担当者の目線で見た場合に、管内の児童発達支援事業所（児童発達支援センター含む）及び放課後等デイサービス事業所において実際に行われている又は行われていた事業運営・支援内容であって、法令違反ではないものの障害福祉サービス等報酬の対象として必ずしも相応しくないと考えられるものについて、理由を付して回答を求めた。

その結果、

① 支援内容が安全な預かりに偏っており、発達支援が適切に行われていないと見られるもの

② 学校の宿題をみる等、支援内容が学習塾的な支援に偏っていると見られるもの

③ （学習塾以外の）一般的な習い事とほとんど変わらない支援を行っていると見られるもの

といった事例が寄せられた。

①安全な預かりに偏っていると見られる事例

運営・支援内容	理由
児童にゲーム・DVD等を与えて遊ばせる、おやつを与えるといった支援しか行われていない。	単なる児童の“預かり”になっており、居場所の提供や保護者のレスパイト的な役割は果たせているかもしれないが、それだけでは放課後等デイサービスの基本方針である「生活能力向上のために必要な訓練、社会との交流の促進その他必要な支援」を行っていないと思われる。
昼夜逆転している児童に対し、事務所のソファーで寝かせるだけにしている。	放課後等デイサービスにおいて提供すべき支援とはいい難いと思われる。

等

※「障害児通所支援の在り方に関する検討会報告書」参考資料（令和３年１０月）より